次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人 桑友 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のと おり行動計画を策定します。

- 1. 計画期間 2024年4月1日 ~ 2026年3月31日
- 2. 内容

目標 1:男性職員が、育児休業、育児短時間勤務などの制度を利用しやすい環境をつくります。

<対策>

2024 年 4 月~ 利用可能な両立支援制度に関して、職員への周知徹底を図ります。

2024年10月~ 職員への意識調査や意見交換会を行います。

目標 2:子の看護休暇(有給休暇:15分単位で取得可)、特別子の看護休暇(障害等により育ちに困難のある子の場合、子の看護休暇の付与日数を加算)の利用を促進し、より子育てと仕事が両立しやすい環境を整えます。

<対策>

2024年4月~ 各所属長および職員(特に該当職員)への周知徹底を図ります。

目標3:全職員が、仕事と日常生活や健康管理を両立しやすくするため、感染症関連特別有給休暇、 傷病休暇(有給休暇:半日単位で取得可)の利用を促進するとともに、年次有給休暇の使用 率を毎年向上させます。

2024年4月~ 各所属長および職員(特に該当職員)への周知徹底を図ります。

年次有給休暇については、毎月、各所属長に対して各人の取得状況を伝達、共有

し、必要に応じて職員への取得促進の声掛けを行います。

2025年4月~ 前年度の取得状況を確認するとともに、さらなる取得促進に向けた取り組みを検討します。

目標 4:女性職員の平均勤続年数を9年まで引き上げます。

(2024年1月1日時点実績 女性7.8年、男性12.3年)

<対策>

2024年4月~ 利用可能な両立支援制度に関して、職員への周知徹底を図ります。

2024年10月~ 職員への意識調査や意見交換会を行います。